

和歌山県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和2年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル			2.3E-1	3.7E+1	36.8
64	エトフェンプロックス	1.3E+1	1.8E+1	3.3E+0	2.8E+1	61.9
117	テブコナゾール				2.9E+0	2.9
139	トラロメトリン			3.1E+0	2.2E+0	5.3
140	フェンプロパトリン			1.5E+0		1.5
153	テトラメトリン	1.4E+2	9.7E+0	1.2E+2	1.1E-1	268.8
181	ジクロロベンゼン	2.9E+2	2.7E+2			555.2
225	トリクロルホン		9.1E+0			9.1
248	ダイアジノン		9.7E-1			1.0
251	フェニトロチオン		2.4E+2	1.9E+0		242.6
252	フェンチオン	3.0E+0	8.8E+1	3.0E+0		94.3
256	デカン酸				4.2E+0	4.2
350	ペルメトリン	1.7E+1	4.9E+1	1.0E+1	6.0E+1	135.9
405	ほう素化合物		9.8E-2	2.8E+1	1.3E+0	29.8
427	カルバリル			1.1E+2		107.4
428	フェノブカルブ			6.9E+1	1.6E+2	230.7
457	ジクロールボス	6.2E+1	8.7E+2			930.5
合 計		5.2E+2	1.5E+3	3.5E+2	3.0E+2	2717.9

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等